厚生労働省
千葉労働局
Press Release

千葉労働局発表
令和５年11月10日

１及び２の照会先
千葉労働局労働基準部賃金室
室　　長　矢次　順治
室長補佐　坂本　知穂
（電話）０４３－２２１－２３２８
３及び４の照会先
千葉労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官
堀田　昭久
室長補佐　児島　禎文
（電話）０４３－３０６－１８６０

報道関係者　各位

千葉県下の２件の特定最低賃金を改正します

－効力発生日は令和５年 12 月 25 日－

千葉労働局長（局長：岩野剛）は、千葉県下に設定されている７件の特定最低賃金のうち２件について、次のとおり改正します。

１　改正内容（金額は時間額）

件名（業種）		改正額	発効日	改正前	引上額
特定最低賃金	鉄　鋼　業	１，０９６円	令和５年 12 月 25 日	１，０５４円	４２円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	１，０５５円	令和５年 12 月 25 日	１，０１３円	４２円

２　改正の経過

本年８月１日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会（会長:大澤克之助）に、７件の特定最低賃金について、改正の必要性の諮問をしました。その結果、上記２件の改正を行うこととされ、それぞれに専門部会の設置、審議が行われ、10 月５日と同月６日に上表の内容の答申がありました。官報公示等を経て、答申どおり、令

和５年 12 月 25 日から発効します。

３　厚生労働省では、中小企業の最低賃金引上げ支援策である「業務改善助成金」制度（**別添１、２**リーフレット参照）について、令和５年８月 31 日からさらに使いやすく拡充するなどして、本特定最低賃金改正についても、業務改善助成金の活用を推奨しています。
　また、人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトの方が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として「年収の壁・支援強化パッケージ」（**別添３**リーフレット参照）に取り組みます。

４　千葉労働局では、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「千葉働き方改革推進支援センター」（電話０１２０－１７４－８６４・**別添４**リーフレット参照）を設置しています。同センターでは、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援として、生産性向上に向けた取組や、上記助成金の申請の相談等に応じています。

（参考）

ア　最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の２種類があり、特定最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。産業別の労働者又は使用者の代表者が、基幹的労働者を対象に地域別最低賃金より金額が高い最低賃金が必要と申し出たものについて、千葉労働局長が千葉地方最低賃金審議会の意見を聴いて設定しています（最低賃金法第 15 条第１項・２項）。

イ　別表１の千葉県の最低賃金一覧表のとおり、千葉県下には７件の特定最低賃金があり、○調味料製造業最低賃金、○はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金、○計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金、○各種商品小売業最低賃金、○自動車(新車)小売業最低賃金の５件については、令和５年度は改正されていません。

ウ　地域別最低賃金である千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される千葉県最低賃金は、令和５年 10 月１日に時間額 1,026 円に改正されました。

エ　地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
　なお「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、令和５年 10 月１日効力発生の千葉県最低賃金の改正により特定最低賃金を千葉県最低賃金が上回るため、同日より 12 月 24 日の間は千葉県最低賃金 1,026 円の適用となります。

オ　次に掲げる者（基幹的労働者以外の者）は、「千葉県最低賃金」が適用され、特定最低賃金は適用されません。
☆18 歳未満又は 65 歳以上の者、☆雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの、☆清掃又は片付けの業務に主として従事する者、☆その他、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については、**別表１**の千葉県の最低賃金一覧表の「最低賃金の適用について」欄をご参照下さい。

カ　平成元年度以降の千葉県の最低賃金の推移については、**別表２**のとおりです。

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

別添1

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金引き上げの計画 ＋ **設備投資等の計画**（機械設備、コンサルティング、人材育成・教育訓練など） → 計画の承認と実施 → **設備投資等の費用の一部を助成**

拡充のポイント

①対象事業場の拡大

今まで

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**30円以内**の事業場

例：地域別最低賃金が920円の地域において

事業場内最低賃金が**955円**（差額35円）の工場 → **対象外**

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が**955円**の工場 → **対象に！**

差額が50円以内に拡大されたので、助成金が受けられるようになりました

②賃金引き上げ後の申請

今まで

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
- **賃金引き上げ計画**
- **事業実施計画（設備投資等の計画）**

事業実施計画、賃上げ計画を提出し、計画の審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後

<対象>
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です
- **賃金引き上げ結果**
- **事業実施計画（設備投資等の計画）**

事業実施計画、賃上げ結果

③助成率区分の見直し

今まで

事業場内最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上**950円**未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出 → **審査・交付決定** → 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 → 労働局に事業実施結果を報告 → **審査** → **支給**

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索

（R5.8）

令和5年8月31日に拡充されました！
（改正部分はピンク色の文字の部分です）

令和５年８月31日改正版

別添2

令和５年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和６年１月31日
（事業完了期限：令和６年２月28日）

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画 ＋ **設備投資等の計画**
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など
→ （計画の承認と事業の実施後）**業務改善助成金を支給（最大600万円）**

対象事業者・申請の単位など

- **中小企業・小規模事業者**であること
- **事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

→ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

【申請時に必要なもの】
申請書や見積書に加え、
・賃金引上げ計画書
・事業実施計画書
が必要です。

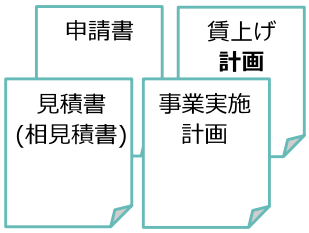

事業場規模50人未満であればこちらも適用

一定の期間※に事業場内最低賃金を引き上げていた場合は、**賃金引上げ計画は不要**です。（事業実施計画は必要です。）

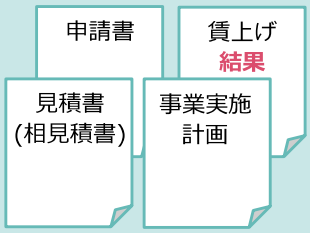

※令和5年4月1日～12月31日まで。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**（詳しくは中面へ。）

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	• POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 • リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

＜例＞
○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10
○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円
○設備投資などの額は600万円

540万円（＝600万円×9/10）（設備投資費用×助成率）
＞
450万円（＝助成上限額）（90円コースの助成上限額）

→ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！
助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	**60万円**
		2～3人	50万円	**90万円**
		4～6人	70万円	**100万円**
		7人以上	100万円	**120万円**
		10人以上※	120万円	**130万円**
45円コース	45円以上	1人	45万円	**80万円**
		2～3人	70万円	**110万円**
		4～6人	100万円	**140万円**
		7人以上	150万円	**160万円**
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	**110万円**
		2～3人	90万円	**160万円**
		4～6人	150万円	**190万円**
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	**170万円**
		2～3人	150万円	**240万円**
		4～6人	270万円	**290万円**
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

（ ）内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３か月間の月平均値が前年、前々年または３年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前３か月間のうち任意の１か月の利益率が前年同月に比べ３%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された２つの数値の差を表す単位です。

「引き上げる労働者数」の数え方

▶ 事業場内最低賃金である労働者

▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。

（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

＜例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合＞

A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**

B：**申請コース以上賃金を引き上げていない**ので、**算入不可**

C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**

D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**

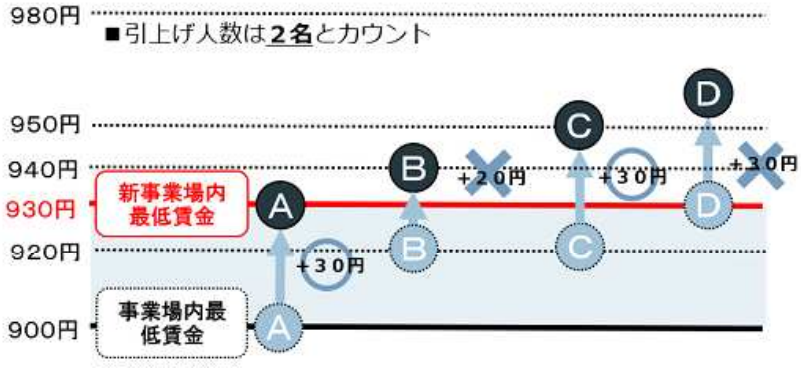

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後３か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第４条及び最低賃金法施行規則第１条又は第２条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者（②・③のみ）	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧下さい。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員７人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用３輪バイクを導入

<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。

交付申請
交付申請書・事業実施計画書等を都道府県労働局に提出

→

交付決定
交付申請書等を審査の上、通知

→

事業の実施
申請内容に沿って事業を実施（賃金の引き上げ、設備の導入、代金の支払）

→

事業実績報告
労働局に事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出

→

交付額確定と助成金支払い
事業実績報告書等を審査し、適正と認められれば交付額の確定と助成金の支払いを実施

→

助成金受領
ここで助成金が振り込まれます

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索

昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和６）年２月28日※になりました。
  ※やむを得ない事由がある場合は2024（令和６）年３月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、 手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
  最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金 検索

- **最低賃金特設サイト**
  全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト 検索

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（R５.８.31）

厚生労働省
からの
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組(※)
を実施する企業に対し、
労働者１人当たり最大50万円の支援をします。

(※) ・社会保険適用促進手当を支給
（社会保険料の算定対象外）
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年収の壁に関する
厚生労働省HPは
こちら

「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、
壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

（１）手当等支給メニュー

要件	１人当たり助成額
① 賃金の**15%以上を追加支給**（社会保険適用促進手当）	**１年目 20万円**
② 賃金の**15%以上を追加支給**（社会保険適用促進手当） ３年目以降、③の取組	**２年目 20万円**
③ 賃金の**18%以上を増額**	**３年目 10万円**

（２）労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	１人当たり助成額
４時間以上	**ー**	**30万円**
３時間以上４時間未満	**５％以上**	
２時間以上３時間未満	**10％以上**	
１時間以上２時間未満	**15％以上**	

※　助成額は中小企業の場合。大企業の場合は３／４の額。
※　１年目に（１）の取組による助成（20万円）を受けた後、２年目に（２）の取組による助成（30万円）を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

＜活用イメージ＞　時給が上がり（年収104万→106万円）厚生年金・健康保険に加入した場合

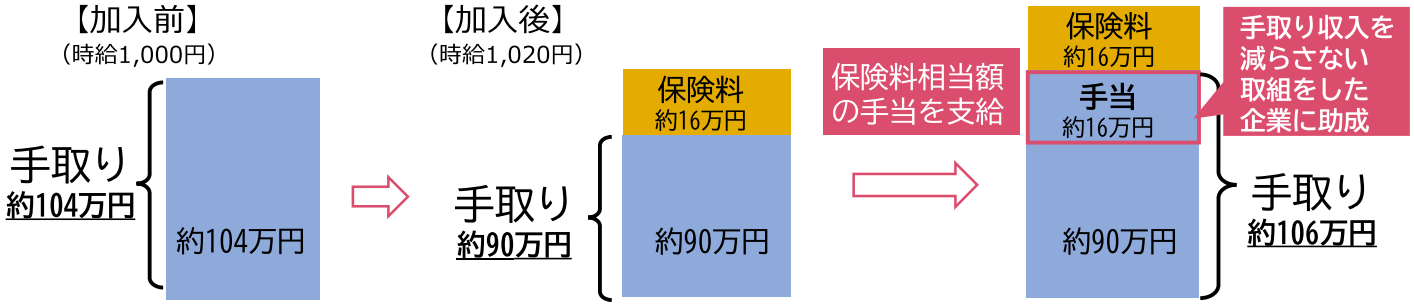

（※）　保険料は、厚生年金、健康保険（協会けんぽ）等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

（例）毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合

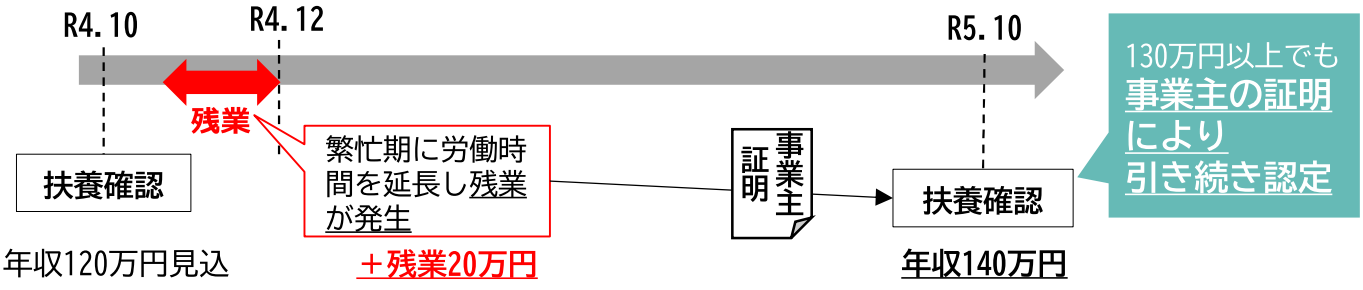

配偶者手当への対応

詳細はこちら

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、**見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表**しました。

令和５年度 厚生労働省 千葉労働局委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

秘密厳守

相談・専門家派遣 無料

事業主、労務担当者様

ぜひ

専門家にご相談ください！

（社会保険労務士等）

いろいろご相談いただいております！

- ○人手不足を解消したい！どうすればいい？
- ○昔作った就業規則、アップデートしたい！
- ○労働時間を短くするには、どうしたらいいの？
- ○我が社の育児・介護休業制度、大丈夫？
- ○同一労働同一賃金の対応をサポートして！
- ○ハラスメント対策、どうしたらいい？
- ○監督署から是正勧告書を交付された！
- ○助成金を活用して働き方改革を進めたい！

相談方法をお選びいただけます！

1. 訪問コンサルティング
2. オンラインコンサルティング
3. 電話・メール・来所

「千葉働き方改革推進支援センター」では、働き方改革関連法の内容にとどまらず、改正された育児・介護休業法（男性の育児休業取得促進）、仕事と育児や介護の両立支援、治療と仕事との両立（不妊治療、がん、脳疾患 等）、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、副業・兼業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

千葉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-174-864

受付時間　平日9：00～18：00

住所　〒260-0013
千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館7F

MAIL hk12@mb.langate.co.jp　FAX 043-301-5835

URL https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/

相談・セミナー情報詳細は、ホームページをご覧ください。

働き方改革　千葉　検索

コンサルティング申込書

千葉働き方改革推進支援センター 宛　　FAX：043-301-5835

事業場名 団体名				
ご担当者 氏名				
所在地	〒　　-			
連絡先	電話		FAX	
	E-MAIL			
コンサルティング希望日	令和　年　月　日（　） 令和　年　月　日（　） 令和　年　月　日（　）	□ オンライン相談希望 ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。		
相談内容 ✓をお付け下さい	□ 残業時間の上限規制 □ 各種助成金の申請・活用 □ 36 協定 □ 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善) □ 就業規則・賃金規定等の見直し □ テレワーク □ 育児・介護制度の整備 □ 年次有給休暇の取得義務付け □ 治療と仕事との両立（不妊治療、がん、脳疾患 等） □ その他【　　】	□ 人手不足 □ 最低賃金制度 □ 無期転換制度 □ 生産性向上への対応 □ 賃金制度全般 □ 職務分析・職務評価 □ 高度プロフェッショナル制度 □ ハラスメントの防止措置		

【個人情報の取り扱いについて】
- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
  情報通信部 PMR 担当　E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 5 年度　中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援のためのみに利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業　専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である千葉労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について　□ 同意する　（チェックしてください）

別表1

千葉県の最低賃金一覧表

知っていますか？　自分の最低賃金

千葉労働局

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	**1,026**	R5. 10. 1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県最低賃金のいずれか高い方が適用されます。

特定最低賃金	調味料製造業 （味そ製造業を除く。）	**1,026**	R5. 10. 1	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和5年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1，026円)」が適用されます。
	鉄鋼業	**1,096**	R5. 12. 25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	**1,026**	R5. 10. 1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和5年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1，026円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）	**1,055**	R5. 12. 25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は鉄鋼業に同じ (4)次に掲げる業務に主として従事する者 イ　主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を用いて行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ　塗油、検品の業務 ハ　手作業による袋詰め、包装の業務 ニ　軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	**1,026**	R5. 10. 1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和5年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1，026円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	**1,026**	R5. 10. 1	*各種商品小売業(848円)は、令和5年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1，026円)」が適用されます。
	自動車（新車）小売業	**1,026**	R5. 10. 1	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和5年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1，026円)」が適用されます。

※注①　はん用機械器具製造業に含まれない事業所…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
　生産用機械器具製造業に含まれない事業所…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

※注②　各種商品小売業とは、衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎　賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室　TEL043－221－2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください

最低賃金特設サイト　　労働基準監督署　　千葉労働局ホームページ

（R5.11.10 作成）

別表2

千葉県の最低賃金の推移　(令和5年12月25日現在)

(単位円)

	地域別	特定最低賃金						
年度	千葉県最低賃金	調味料製造業	鉄鋼業	一般機械器具製造業(略称)	電気機械器具製造業(略称)	精密機械器具製造業(略称)	各種商品小売業	自動車(新車)小売業
平成元年	503			570	565	557	538	554
	4,019			4,560	4,520	4,454	4,300	4,430
2年	527	583	609	600	594	586	567	587
	4,212	4,664	4,872	4,800	4,750	4,681	4,530	4,695
3年	553	620	642	632	625	617	600	622
	4,420	4,953	5,129	5,053	4,996	4,929	4,800	4,969
4年	576	647	670	660	653	644	628	650
	4,607	5,170	5,354	5,275	5,221	5,146	5,020	5,193
5年	594	668	691	681	675	665	649	672
	4,751	5,343	5,526	5,447	5,395	5,318	5,188	5,369
6年	609	685	708	699	694	683	667	691
	4,867	5,477	5,664	5,584	5,547	5,457	5,330	5,521
7年	623	701	725	715	711	699	683	708
	4,977	5,605	5,794	5,717	5,686	5,585	5,462	5,658
8年	635	717	741	731	727	715	699	724
	5,080	5,729	5,922	5,848	5,816	5,713	5,590	5,787
9年	650	733	758	748	744	731	715	741
	5,190	5,858	6,058	5,984	5,952	5,846	5,720	5,923
10年	662	746	772	762	758	745	728	755
	5,282	6,967	6,171	6,096	6,063	5,953	5,824	6,035
11年	667	753	779	769	765	752	735	762
	5,329	6,023	6,229	6,152	6,119	6,009	5,878	6,091
12年	672	759	785	776	771	758	741	768
	5,372	6,071	6,280	6,202	6,168	6,058	5,929	6,141
13年	676	764	791	781	777	763	746	773
	5,408	6,110	6,321	6,243	6,210	6,098	5,967	6,183
14年	677	765	792	782	779	764	747	774
15年	677	766	793	783	780	765	747	775
16年	678	767	795	785	782	767	748	777
17年	682	771	800	789	786	771	751	781
18年	687	775	806	794	791	776	756	786
19年	706	785	819	805	803	788	767	799
20年	723	795	829	814	813	798	775	807
21年	728	800	836	817	817	801	777	809
22年	744	806	846	823	824	808	782	815
23年	748	810	850	827	829	812	788	819
24年	756	817	857	833	836	819	795	827
25年	777	827	867	843	846	829	807	838
26年	798	839	880	855	859	841	819	850
27年	817	852	893	869	872	854	832	865
28年	842	868	915	884	887	869	848	880
29年	868	889	938	902	906	887	＊868	900
30年	895	＊895	965	922	928	＊895	＊895	922
令和元年	923	＊923	993	＊923	951	＊923	＊923	＊923
2年	925	＊925	995	＊925	954	＊925	＊925	＊925
3年	953	＊953	1,023	＊953	981	＊953	＊953	＊953
4年	984	＊984	1,054	＊984	1013	＊984	＊984	＊984
5年	1026	＊1026	1,096	＊1026	1,055	＊1026	＊1026	＊1026

平成13年度までの下段は日額。14年度から時間額のみ。　特定最賃の＊は千葉県最低賃金が適用されます。